

広島県告示第九百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十一年十一月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

井関加茂線

三 道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町井関 六七一番一 地先から 神石郡神石高原町井関 六六四番一 地先まで	一一・六〇 三三・〇〇	一四・八〇 三三・〇〇		一一二・〇〇	幅員減少 不用物件延長 六七・〇〇 メートル